



労働保険の加入手続きはお済みですか

一人でも労働者を雇用する事業主は、必ず労働保険に加入しなければなりません。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。

■労災保険

労働者が業務や通勤に起因して、負傷・疾病・死亡した場合に、労働者本人や遺族が必要な給付を受けるための保険です。臨時・アルバイトなどであっても、雇用した労働者はすべてが対象となります。

■雇用保険

労働者が失業した時や教育訓練を受講した時、在職中の60歳～65歳未満や育児休業・介護休業中の労働者で一定の賃金低下があった場合に、必要な給付を受けるための保険です。1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ雇用見込みが31日以上である場合は雇用保険に加入する必要があります。

これらの保険に未加入の事業主の方は速やかに加入の手続きをお願いします。

【問合せ先】 岐阜労働局総務部労働保険徴収室 ☎245-8115



はかりの定期検査

はかりの定期検査を行います。計量法の規定により、取引・証明に使用されるはかりは2年に1度、定期検査を受検しなければなりません。

この検査を受けず、はかりを取引・証明に使用すると計量法違反行為となりますので、対象となるはかりをお持ちの方はご注意ください。

検査場所へは、はかり(付属品含む)と手数料(岐阜県収入証紙)を持参してください。

～検査対象となるはかり～

- ・ はかり売り商品に使用するはかり
- ・ 食品関連事業所(製造・加工・販売)で商品を袋詰めする際に使用するはかり
- ・ 医療機関や薬局で使用する調合用のはかり
- ・ 学校、医療機関で健康診断に使用するはかり
- ・ 宅配便に使用するはかり など

【日時・場所】

月日	検査時間	場所
11月6日(火)	午前10時～午後3時	笠松町役場
11月7日(水)	午前10時～正午	JAぎふはぐり支店

※検査料金は、はかりの種類によって異なります。

詳しくは下記へお問合せください。

【問合せ先】 岐阜県計量検査所 ☎254-8188



企画展「多面体の世界」

自然界に現れる様々な多面体を、立体やパネルで紹介します。8月19日(日)に開催した講座で作成した多面体も展示します。

また、サイコロや12面体などの多面体を作る講座も開講します。お申込みは歴史未来館まで事前にお電話ください。

【展示期間】 10月30日(火)～12月5日(水)

【時間】 午前9時～午後5時

【場所】 歴史未来館2階 企画展示室

【休館日】 月曜日(祝日の場合は翌火曜日)

【共催】 岐阜大学地域協学センター・

かさまつMIRAI塾

《講座「多面体をつくろう!」》

【日時】 11月23日(金・祝)

①午前9時30分～

②午前11時～

【講師】 かさまつMIRAI塾

【場所】 歴史未来館1階 多目的ホール

【定員】 各回20人

※小学校3年生以下は保護者同伴

【参加料】 無料(要申込み)

【申込・問合せ先】 歴史未来館



ごみ・粗大ごみの回収

 (株)高島衛生

*笠松町許可業者
岐南町平成6-110

☎058-248-0089

http://www.t-eisei.co.jp



自然にやさしい 環境創造

Shonan

松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808